

## 令和元年度第4回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年7月5日(金)午後1時27分から午後2時52分

2. 開催場所 三次市役所 6階 601号室

3. 出席委員(19人)

1番 有重 貢	2番 池本 秀雄	3番 上田 憲昭	4番 大前 万寿美
5番 近藤 幸恵	6番 田村 弘文	7番 寺重 茂晴	8番 西田 峯雄
9番 橋本 正二	10番 橋本 洋資	11番 林 敏明	12番 平尾 敏之
13番 平田 真一	14番 廣瀬 勝秀	15番 福田 博之	16番 藤川 範雄
17番 箕田 英紀	18番 向井 泰治	19番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

報告第15号 利用権の終了(農用地利用集積計画)

報告第16号 農地法第18条(通知)

報告第17号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)

報告第18号 非農地証明願承認

報告第19号 農地転用(農業用施設)届出

議案第18号 農地法第3条

議案第19号 農地法第4条第1項

議案第20号 農地法第5条第1項

議案第21号 農用地利用集積計画

議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見

議案第23号 令和元年度農地パトロール(農地利用状況調査)実施要領

議案第24号 農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に係る審査基準

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係長 只今から、令和元年度第4回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長あいさつ)

係長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人です。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、有重委員・池本委員の両名を指名いたします。よろしくお

願いたします。

それでは、令和元年度第4回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係 長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第15号から報告第19号までの5件です。

議案が、議案第18号から議案第24号までの7議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、議事に移りますが、事務局の説明方法についてご提案したいと思います。

これまで、報告及び議案説明の際、所在地を1筆ごとに読み上げていましたが、説明の時間を短縮し、審議にかかる時間を十分確保するため、申請1件について申請地が複数ある場合、今後、「何番ほか何筆」というように説明を簡略化することとしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、今後、申請1件について申請地が複数ある場合は、その所在について「何番ほか何筆」という説明方法を採用こととします。

議事日程に従い、報告第15号から報告第19号について事務局から順次説明を求めます。

係 長 報告第15号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について1件ご報告いたします。

内容は、6月10日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については、議案書の1ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第16号「農地法第18条（通知）」について1件ご報告いたします。

内容は、6月10日までに、農地法第18条第6項の規定による解約の通知があったものです。詳細については、議案書の2ページに掲載していますのでご一読ください。

報告第17号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について5件ご報告いたします。内容は、6月10日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、議案書の3ページから6ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第18号「非農地証明願承認」について1件ご報告いたします。

申請番号7 土地の所在が、栗屋町\_\_\_\_\_、現況地目は原野で、面積が139㎡、申請人が、栗屋町\_\_\_\_\_、●●●●さん、非農地となった理由は、昭和50年から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

報告第19号「農地転用（農業用施設）届出」について2件ご報告いたします。

申請番号3 土地の所在が、君田町東入君\_\_\_\_\_、地目は田で、面積が45㎡、申請人が、君田町\_\_\_\_\_、●●●●さん、転用目的は、農業用機械駐機場の整備です。

申請番号4 土地の所在が、高杉町\_\_\_\_\_、地目は畑で、面積が137㎡、申請人

が、向江田町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 転用目的は, 進入路の整備です。  
報告については以上です。

議 長 報告第 15 号から第 19 号を報告いたしました。  
報告 5 件について, 質問があればどうぞ。

(質問なし)

議 長 議案第 18 号「農地法第 3 条」について事務局から, 順次説明を求めます。

係 長 議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 10 件, ご説明申し上げますので, ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 27 土地の所在が, 粟屋町\_\_\_\_\_, 地目は田で, 面積が 2,014 m<sup>2</sup>, 譲渡人が, 粟屋町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が, 広島市安佐北区亀山\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は, 譲受人 7,630 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお, 本件は, 別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

12 番 譲受人は父が亡くなられた後, 耕作をされています。譲受人は高齢で耕作が困難になっており, このたび話がまとまり売買となりました。譲受人の機械の保有状況などから問題ありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め, 申請番号 27 を決めます。  
次に申請番号 28 の説明を求めます。

係 長 申請番号 28 土地の所在が, 布野町上布野\_\_\_\_\_, ほか 1 筆, 現況地目は畑が 1 筆で, 5,426 m<sup>2</sup>, 山林原野が 1 筆で, 1,098 m<sup>2</sup>, 面積の合計が 6,524 m<sup>2</sup>, 譲渡人が, 布野町上布野\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が, 十日市東\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は, 譲受人 7,234.93 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお, 本件は, 別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 譲渡人は畜産業を続けることが困難になり, 後継者もいません。譲受人は平成 29 年から近くの牧場を借り受けて畜産業を始められており, 相談したところ譲受人も規模拡大したいと話がまとまり売買となりました。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 28 を決めます。  
次に申請番号 29 の説明を求めます。

係 長 申請番号 29 土地の所在が、布野町上布野\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 4,946 m<sup>2</sup>,  
譲渡人が、布野町上布野\_\_\_\_\_, 農事組合法人●●●●清算人 ●●●●さん, 譲  
受人が、布野町下布野\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人は新規営農, 申請内容は双方  
の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該  
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 譲渡人は畜産業を続けられることが困難になり、後継者もないことから、農地の  
譲渡を考えられており、以前から譲受人へももの栽培地として貸していた農地を譲渡  
するものです。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 29 を決めます。  
次に申請番号 30 の説明を求めます。

係 長 申請番号 30 土地の所在が、三和町下板木\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 1,599 m<sup>2</sup>,  
譲渡人が、広島市安佐南区長束西\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、三和町下板  
木\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 7,123 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望に  
よる所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該  
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲受人は相続で農地を取得されましたが、遠方であり耕作が困難なため、譲渡を希  
望されていました。譲受人は、隣接地で規模拡大したいため取得の話がまとまりました。  
長年水田として使われていないため畑として活用されます。審議のほどよろしく  
お願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 30 を決めます。  
次に申請番号 31 の説明を求めます。

係 長 申請番号 31 土地の所在が、吉舎町敷地\_\_\_\_\_ほか 2 筆、地目は田が 2 筆で、2,242 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆で、208 m<sup>2</sup>、面積の合計が 2,450 m<sup>2</sup>、譲渡人が、大阪府高槻市塚原\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、志幸町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人は新規営農、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人は大阪府に住まわれ、高齢のため譲渡を希望されていました。規模拡大を考えられていた譲受人を紹介され、話がまとまりました。紹介者も近隣にいるため農業用機械を借りて農業をされます。周辺農地への影響もありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 31 を決めます。  
次に申請番号 32 の説明を求めます。

係 長 申請番号 32 土地の所在が、三原町\_\_\_\_\_ほか 21 筆、山家町\_\_\_\_\_, 地目は、田が 11 筆で、7,709 m<sup>2</sup>、畑が 10 筆で、3,210 m<sup>2</sup>、宅地が 1 筆で、540 m<sup>2</sup>、面積の合計が 11,459 m<sup>2</sup>、譲渡人が、福岡県北九州市戸畑区東大谷\_\_\_\_\_, 亡●●●●さんの相続財産管理人、●●●●さん、譲受人が、作木町大山\_\_\_\_\_, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 72,316 m<sup>2</sup>、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 譲渡人は財産処分管理人です。譲受人は多くの農地を所有し効率的に活用されています。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 32 を決めます。  
次に申請番号 33 の説明を求めます。

係 長 申請番号 33 土地の所在が、吉舎町敷地\_\_\_\_\_ほか 7 筆、地目は田が 6 筆で、5,860 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆で、252 m<sup>2</sup>、面積の合計が 6,112 m<sup>2</sup>、譲渡人が、大阪府枚方市東田宮\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、吉舎町吉舎\_\_\_\_\_, 社会福祉法人 ●●●●, 経営状況は、譲受人 25,733 m<sup>2</sup>、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

本件は、農地法第3条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号について、社会福祉法人が社会福祉事業に係る業務の運営に供する場合として、農地法施行令第2条第1号ハの例外規定が適用されます。別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、本件は、申請者の要望により保留とした、令和元年度第2回総会議案第7号申請番号15を一旦取下げ、対象農地を一部変更して申請があったものです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人は相続で農地を取得されましたが遠方に住まわれ、高齢であり農業をすることができないため、譲渡を希望されていました。優輝福祉会はリハビリ農園として、障害者の安定雇用のため規模拡大したいと話がまとまりました。地域との調和も問題ありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号33を決めます。  
次に申請番号34の説明を求めます。

係 長 申請番号34 土地の所在が、甲奴町太郎丸\_\_\_\_\_ほか4筆、地目は田が4筆で、4,052㎡、畑が1筆で、969㎡、面積の合計が、5,021㎡、譲渡人が、甲奴町抜湯\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、吉舎町三玉\_\_\_\_\_, ●●●●さん、経営状況は、譲受人5,021㎡、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡し人は高齢で耕作が困難になったため、息子さんに贈与して耕作してもらうものです。息子さんは以前から農業を手伝われており問題ありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号34を決めます。  
次に申請番号35の説明を求めます。

係 長 申請番号35 土地の所在が、海渡町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が、1,352㎡、譲渡人が、海渡町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、上田町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、経営状況は、譲受人10,777㎡、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

13 番 譲渡人は体調不良で耕作できていませんでした、譲受人は以前から申請地が耕作されていないことに気をかけており譲受人からの要望で譲渡が決まりました。問題ないものと思われれます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 35 を決します。  
次に申請番号 36 の説明を求めます。

係 長 申請番号 36 土地の所在が、三和町上壱\_\_\_\_\_ほか 1 筆、地目は、すべて田で、面積の合計が、3,287 m<sup>2</sup>、譲渡人が、広島市中区舟入本町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、三和町上壱\_\_\_\_\_, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 13,103 m<sup>2</sup>、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲渡人は相続で農地を取得されましたが、広島市に住まわれ、農業をされたことがなく、親戚の譲受人に相談し譲渡が決まりました。譲受人の農地の隣接地で、所有農地の全てを耕作されているため問題ないものと思われれます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決します。

議案第 18 号「農地法第 3 条」については、申請番号 27 から申請番号 36 までを異議なしと決します。

議案第 19 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 19 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 1 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 5 土地の所在が、粟屋町\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 276 m<sup>2</sup>、申請人が、広島市安佐南区祇園\_\_\_\_\_, ●●●●さん、申請内容は、農業用倉庫の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

12 番 申請人の亡父が年月日不詳で農業用倉庫を建てられていたため、顛末書を付して転用申請されたものです。他の農地への問題はないものと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 19 号「農地法第 4 条第 1 項」については、申請番号 5 を異議なしと決めます。

議案第 20 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 20 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 12 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 25 土地の所在が、上川立町\_\_\_\_\_，地目は田で、面積が 275 m<sup>2</sup>，譲渡人が、上川立町\_\_\_\_\_，●●●●さん，譲受人が、広島市中区吉島西\_\_\_\_\_，●●●●さん，申請内容は、宅地拡張です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 親戚所有の農地を譲り受けて、家庭菜園・庭敷として活用するものです。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 25 を決めます。

次の申請番号 26 から申請番号 28 までは関連がありますから、合わせて議案としたと思います。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 26 から申請番号 28 の、譲受人が、広島市西区南観音\_\_\_\_\_，株式会社●●●●，申請内容は、店舗及び整備工場の建築です。

申請番号 26 土地の所在が、三次町\_\_\_\_\_，地目は田で、面積が 800 m<sup>2</sup>，譲渡人が、三次町\_\_\_\_\_，●●●●さんです。

申請番号 27 土地の所在が、三次町\_\_\_\_\_ほか 1 筆，地目は、すべて田で、面積の合計が 1,007 m<sup>2</sup>，譲渡人が、三次町\_\_\_\_\_，●●●●さんです。

申請番号 28 土地の所在が、三次町\_\_\_\_\_，地目は田で、面積が 158 m<sup>2</sup>，譲渡人が、畠敷町\_\_\_\_\_，●●●●さんです。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。



議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 譲受人が店舗、整備工場として活用されるものです。用水、排水対策は問題ありません。周辺農地への影響はないものと判断されます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 26 から 28 を決めます。

次の、申請番号 29 と申請番号 30 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思えます。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 29 と申請番号 30 の、譲受人が、布野町上布野\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、畜産施設及び進入路の整備です。

申請番号 29 土地の所在が、布野町上布野\_\_\_\_\_ほか 1 筆、現況地目は、畑が 1 筆で、1,186 m<sup>2</sup>、山林原野が 1 筆で 664 m<sup>2</sup>、面積の合計が 1,850 m<sup>2</sup>、譲渡人が、布野町上布野\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 30 土地の所在が、布野町上布野\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 2,011 m<sup>2</sup>、譲渡人が、布野町上布野\_\_\_\_\_, 農事組合法人●●●●清算人●●●●さんです。

本 2 件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域用途区分変更見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 両譲渡人は畜産を廃業されて譲渡を考えられていました。隣接地で畜産を始められた譲受人が牧場を譲り受けて規模拡大されるものです。問題ないと思われるものと見られます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 29 及び申請番号 30 は許可妥当として処理諮問いたします。

次に申請番号 31 の説明を求めます。

係 長 申請番号 31 土地の所在が、栗屋町\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 349 m<sup>2</sup>、譲渡人が、栗屋町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、栗屋町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、申請内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

12 番 申請地は耕作放棄地です。親の近くに住みたいと農地への一般住宅の建築を計画されたものです。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 31 を決めます。  
次に申請番号 32 の説明を求めます。

係 長 申請番号 32 土地の所在が、栗屋町\_\_\_\_\_ほか 1 筆、地目は、すべて畑で、面積の合計が 643 m<sup>2</sup>、貸主が、広島市安佐南区祇園\_\_\_\_\_, ●●●●さん、借主が、広島市安佐南区祇園\_\_\_\_\_, ●●●●さん、申請内容は、一般住宅の建築です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

12 番 申請地は耕作放棄地です。広島市から帰郷して農業がしたいと、住宅の建築を計画されました。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 32 を決めます。  
次の申請番号 33 は、廣瀬委員に関する議案です。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、廣瀬委員は議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（廣瀬委員 退席）

議 長 申請番号 33 について、事務局から説明を求めます。

係 長 申請番号 33 土地の所在が、青河町\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 401 m<sup>2</sup>、譲渡人が、青河町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、尾道市平原\_\_\_\_\_, ●●●●さん、申請内容は、一般住宅の建築です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 譲受人は尾道市内に勤務されていますが、実家近くに住みたいと用地を探されたところ実家に隣接する農地について譲渡人と話がまとまりました。用水、排水対策について問題ありません。近隣農地への影響もありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 33 を決めます。  
それでは、廣瀬委員に入室いただいでください。

（廣瀬委員着席）

議 長 申請番号 33 は、異議なしと決したことを報告します。  
次に申請番号 34 の説明を求めます。

係 長 申請番号 34 土地の所在が、南畑敷町\_\_\_\_\_，地目は畑で、面積が 277 m<sup>2</sup>，譲渡人が、南畑敷町\_\_\_\_\_，●●●●さん，譲受人が、庄原市板橋町\_\_\_\_\_，●●●●さんと，●●●●さんで、持分が、それぞれ 3 分の 2 と、3 分の 1，申請内容は、一般住宅の建築です。  
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は住宅街の一画にあり、防草シートが常時張ってある状態です。排水対策は問題ありません。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 34 を決めます。  
次に申請番号 35 の説明を求めます。

係 長 申請番号 35 土地の所在が、東酒屋町\_\_\_\_\_，地目は畑で、面積が 1,209 m<sup>2</sup>，譲渡人が、東酒屋町\_\_\_\_\_，●●●●さん，譲受人が、三次町\_\_\_\_\_，株式会社 ●●●●，申請内容は建売住宅の建築です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 譲渡人は勤務の関係から耕作が困難で、譲受人から建売住宅建築の話があり申請となりました。排水対策、周辺農地への支障はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 35 を決めます。  
次に申請番号 10 の説明を求めます。

係 長 本件は、令和元年度第 2 回総会議案第 9 号で上程しましたが、現地調査の結果、周辺に対する調整が不十分と認められたため、事業実施の確実性の点から保留としていたものです。

申請番号 10 土地の所在が、塩町\_\_\_\_\_ほか、地目はすべて田で、面積の合計が 1,127 m<sup>2</sup>、譲渡人が、広島市南区青崎\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、広島市安佐南区山本新町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、申請内容は太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

9 番 前回保留となった周辺に対する調和については調整がとれました。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 20 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 25 から申請番号 28、申請番号 31 から申請番号 35、及び申請番号 10 を異議なしと決し、申請番号 29 及び申請番号 30 を許可妥当として処理諮問します。

議案第 21 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 21 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議案書 29 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

件名の欄が、合計欄を除き、上下 2 段になっていますが、農地中間管理権の取得にともなうものの集計が下の欄、それ以外のものの集計が上の欄です。

貸借権設定について、農地中間管理権の取得に関係しないものが、3 件で 6,811 m<sup>2</sup>、農地中間管理権の取得にともなうものが、13 件で 35,156 m<sup>2</sup>、合計が、16 件で 41,967 m<sup>2</sup>です。

各申請については議案書の 19 ページから 28 ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議 長 審議等がありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 21 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 21 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 22 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案  
に対する意見」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 22 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案  
に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしく  
お願いいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介し  
て行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、32 ページの照会に  
対して、43 ページのとおり、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、1 件目 33 ページをご覧ください。大力谷地区で作  
成されている人・農地プランに基づいて、契約の内容の変更を行うものです。変更内  
容は使用貸借から賃借に変更するものです。

2 件目 37 ページをご覧ください。大力谷地区で作成されている人・農地プランに基  
づいて、プランの担い手である、農事組合法人●●●●に、農地 4 筆、7,653 m<sup>2</sup>を転貸  
するものです。

3 件目 40 ページをご覧ください。寺町地区で作成されている人・農地プランに基  
づいて、プランの担い手である、株式会社●●●●に、農地 6 筆、7,200 m<sup>2</sup>を転貸するも  
ののです。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 22 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利  
用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方  
は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 22 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画  
案に対する意見」について、承認することに決めます。

議案第 23 号「令和元年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領」について  
事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 23 号「令和元年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領」について、  
ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本案は、農地法の規定に基づく、農地利用状況調査及び一連の遊休農地に関する措  
置について定めるもので、全国農業会議所が作成した実施要領を、本市の実情に合わ

せて一部修正したものです。実施方法等については、昨年度と大きな変更はありませんので、ご一読をお願いしたいと思います。

一部に新たな取り組みがありますので、これについてご説明します。

49 ページをお開きください。6 行目に「ウ. 農作物栽培高度化施設の所有者等に関する聞き取り」とあります。この「農作物栽培高度化施設」という名称が実施要領に頻繁に出てきますが、これは、農業用ハウスなど、農作物栽培の効率化・高度化を進めるための施設の設置に当たり、その底面を全面コンクリート張りとする場合、これまでは農地転用の申請が必要でしたが、農地法の改正により、届出により処理し、用地はそのまま農地扱いにすることとなりました。これについて、計画どおり耕作に供されているかどうかを、パトロール等により確認することとなったものです。

ただし、本市においては、今まで「農作物栽培高度化施設」に係る届出はなく、新たな届出がない限り、本年度はこれに係る調査業務は生じません。

また、農地パトロール等に係る具体的な手順等については、7月11日（木）に開催する研修会で説明することとしています。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 23 号「令和元年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領」について、異議ございませんか。挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 議案第 23 号「令和元年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領」について、異議なしと認め、承認いたします。

次に、議案第 24 号「農地法等に基づく三次市農業委員会処分等に係る審査基準」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 24 号 農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に係る審査基準について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

この審査基準は、行政手続法の規定に基づき、「申請に対する処分や不利益処分及び標準処理期間について定めているもの」です。県内各市町の審査基準の根拠となっている、広島県の「農地法関係事務処理ガイドライン」が、平成 31 年 3 月 11 日に改正されたため、これに伴い、三次市農業委員会の審査基準について、その一部を改正するものです。

それぞれの改正点についてご説明します。73 ページをお開きください。左側に改正案を記載していますが、中段のアンダーライン部分が改正点です。これは、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を定めた「FIT（フィット）法」の改正などに伴い、添付資料としての事業認定書や電力会社の連携契約書の取り扱いについて一部変更しようとするものです。

次に、75 ページをお開きください。4 行目の③の部分ですが、集中豪雨に伴う排水等により、隣接農地などへのトラブルが増加していることにかんがみ、被害防除措置について、必要と認める場合に限り、「隣接農地所有者の同意書」及び「申請地の縦横断面図」の添付を求めて審査を行うこととするものです。基本は添付不要です。

77 ページをお開きください。関連法令の許認可に関する表の一番下の欄について、

再生可能エネルギー発電事業計画の認定に加え、変更認定も許可要件となることを明記するものです。

新たな審査基準は、ご承認いただければ、本日付申請受付分から適用する考えです。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 24 号「農地法等に基づく三次市農業委員会処分等に係る審査基準」について、異議ございませんか。挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 議案第 24 号「農地法等に基づく三次市農業委員会処分等に係る審査基準」について、異議なしと認め、承認いたします。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

役員会から報告があればどうぞ。

(上田座長 役員会報告)

引き続き、事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(事務局 一般報告)

議 長 以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回は、8月5日(月)午後1時30分から、三次市役所6階601会議室で総会を開催する予定です。以上で令和元年度第4回農業委員会総会を終了します。